

○ 総務省令 第百二十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(運用開始の届出を要しない無線局)</p> <p>第十条の二の二 法第十六条第一項ただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 特別業務の局 (携帯無線通信等を抑止する無線局及びA三E電波一、六二〇㎒又は一、六一九㎒の周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)</p> <p>(定期検査を行わない無線局)</p> <p>第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇二十五 略〕</p> <p>二十六 特別業務の局 (アマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。)</p> | <p>(運用開始の届出を要しない無線局)</p> <p>第十条の二の二 〔同上〕</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 特別業務の局 (携帯無線通信等を抑止する無線局、道路交通情報通信を行う無線局 (設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。第四十一条の二の六第二十六号において同じ。)) 及びA三E電波一、六二〇㎒又は一、六一九㎒の周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)</p> <p>(定期検査を行わない無線局)</p> <p>第四十一条の二の六 〔同上〕</p> <p>〔一〇二十五 同上〕</p> <p>二十六 特別業務の局 (道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。)</p> |
| <p>備考 表中の「 〱 」の記載は注記である。</p> | |

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(無線局の運用開始等の届出)</p> <p>第二十四条 〔略〕</p> <p>〔一〜六 略〕</p> <p>2 次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに当該各号に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。）及びA三E電波一、六二〇㎒又は一、六二九㎒の周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。） 運用規則第四百四条各号に掲げる事項</p> <p>〔3 略〕</p> | <p>(無線局の運用開始等の届出)</p> <p>第二十四条 〔同上〕</p> <p>〔一〜六 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。）、道路交通情報通信を行う無線局（設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。）及びA三E電波一、六二〇㎒又は一、六二九㎒の周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。） 運用規則第四百四条各号に掲げる事項</p> <p>〔3 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「 〔 〕 」の記載は注記である。</p> | |

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(特別業務の局及び標準周波数局の運用)</p> <p>第四百十条 特別業務の局(携帯無線通信等を抑止する無線局(無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。次条において同じ。))及びA三E電波一、六二〇MHz又は一、六二九MHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)及び標準周波数局の運用に関する次に掲げる事項は、告示する。</p> <p>【一〇三 略】</p> | <p>(特別業務の局及び標準周波数局の運用)</p> <p>第四百十条 特別業務の局(携帯無線通信等を抑止する無線局(無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。次条において同じ。))、道路交通情報通信を行う無線局(設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。))及びA三E電波一、六二〇MHz又は一、六二九MHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)及び標準周波数局の運用に関する次に掲げる事項は、告示する。</p> <p>【一〇三 同上】</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | | |
|--|-----------|-----------|
| 目次 | | |
| 第二章〜第三章 「略」 | | |
| 第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 | | |
| 「第一節〜第四節の十七の二 略」 | | |
| 「第四節の十八及び第四節の十九 削除」 | | |
| 「第四節の十九の二〜第九節 略」 | | |
| 第五章 「略」 | | |
| 附則 | | |
| (空中線電力の許容偏差) | | |
| 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 | | |
| 送信設備 | 許容偏差 | |
| | 上限(パーセント) | 下限(パーセント) |
| 「一〜十八 略」 | 「略」 | 「略」 |
| 十九 次に掲げる送信設備 | 「略」 | 「略」 |
| 「削る」 | | |
| 「一」〜「四」 「略」 | | |
| 「二十 略」 | 「略」 | 「略」 |
| 「2〜5 略」 | | |
| 「第四節の十八及び第四節の十九 削除」 | | |
| 「第四十九条の二十一及び第四十九条の二十二 削除」 | | |

| 改正前 | | |
|--|-----------|-----------|
| 目次 | | |
| 第二章〜第三章 「同上」 | | |
| 第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 | | |
| 「第一節〜第四節の十七の二 同上」 | | |
| 「第四節の十八 削除」 | | |
| 「第四節の十九 道路交通情報通信を行う無線局の無線設備(第四十九条の二十二)」 | | |
| 「第四節の十九の二〜第九節 同上」 | | |
| 第五章 「同上」 | | |
| 附則 | | |
| (空中線電力の許容偏差) | | |
| 第十四条 「同上」 | | |
| 送信設備 | 許容偏差 | |
| | 上限(パーセント) | 下限(パーセント) |
| 「一〜十八 同上」 | 「同上」 | 「同上」 |
| 十九 「同上」 | 「同上」 | 「同上」 |
| 「一」 第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局の送信設備 | | |
| 「二」〜「四」 「同上」 | | |
| 「二十 同上」 | 「同上」 | 「同上」 |
| 「2〜5 同上」 | | |
| 「第四節の十八 削除」 | | |
| 「第四十九条の二十一 削除」 | | |
| 「第四節の十九 道路交通情報通信を行う無線局の無線設備(道路交通情報通信を行う無線局の無線設備)」 | | |
| 「第四十九条の二十二 道路交通情報通信を行う無線局(二・五MHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。以下同じ。)の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。」 | | |
| 一 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒六四、〇〇〇 | | |

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

| 周波数帯 | 無線局 | 周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百分率） |
|--------------------------|--|--------------------------------|
| [1～7 略] | [略] | [略] |
| 8 2,450MHzを超え10,500MHz以下 | [1～5 略] 6 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 (1) 5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの (2) その他の周波数を使用するもの | [略] 20 50 |

ビット（許容偏差は、百万分の五〇とする。）であること。

一 変調方式は、GMSK方式であること。

二 GMSK方式で変調された信号に対し、変調周波数一處で変調度一〇パーセントの振幅変調を行い、極性が互いに反転した二の信号を発生させる機能を有すること。

四 送信空中線系は、二の空中線から構成され、前号の規定により発生した二の信号を放射するものであること。

五 空中線電力は、〇・〇ワット以下であること。

六 帯域外漏えい電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から二五離れた周波数の（±）四一・五處の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

| 周波数帯 | 無線局 | 周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百分率） |
|----------|---|--------------------------------|
| [1～7 同左] | [同左] | [同左] |
| 8 [同左] | [1～5 同左] 6 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 (1) 5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの (2) その他の周波数を使用するもの 7 道路交通情報通信を行う無線局 | [同左] 20 50 1.5 |

| | | |
|---|-----|-----|
| [9 略] | [略] | [略] |
| 別表第二号（第6条関係） | | |
| [第1～第38 略] | | |
| <u>第39 削除</u> | | |
| [第40～第80 略] | | |
| 別表第三号（第7条関係） | | |
| [1～21 略] | | |
| <p>22 特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下（312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び915.9MHz以上929.7MHz以下を除く。）、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局及び小電力セキュリティシステムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が$2.5\mu\text{W}$以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。</p> | | |
| [23～72 略] | | |
| 備考 表中の [] の記載及び対象規定の11重横線を付した標記部分を陸へ全体に付した下線は注記である。 | | |

| | | |
|---|------|------|
| [9 同左] | [同左] | [同左] |
| 別表第二号（第6条関係） | | |
| [第1～第38 同左] | | |
| <u>第39 道路交通情報通信を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、85kHzとする。</u> | | |
| [第40～第80 同左] | | |
| 別表第三号（第7条関係） | | |
| [1～21 同左] | | |
| <p>22 特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下（312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び915.9MHz以上929.7MHz以下を除く。）、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する<u>特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局</u>の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が$2.5\mu\text{W}$以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。</p> | | |
| [23～72 同左] | | |
| 備考 表中の [] の記載及び対象規定の11重横線を付した標記部分を陸へ全体に付した下線は注記である。 | | |

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | |
|--|---|
| <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕二十六 略</p> <p>〔二十七〕 削除</p> <p>〔二十八〕八十一 略</p> <p>〔2〕 略</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> | |
| 装置 | <p>一</p> <p>二 試験項目</p> <p>三 測定器等</p> <p>四 特定無線設備の種別</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>備設線無の号六十二第二項一第一條二</p> <p>〔略〕</p> |
| 送信 | <p>周波数</p> <p>周波数計又はスペクトル分析器</p> <p>〔略〕</p> <p>○</p> <p>〔略〕</p> |
| 装着 | <p>占有周波数帯幅</p> <p>擬似音声発生器又は擬似信</p> <p>〔略〕</p> <p>○</p> <p>〔略〕</p> |

| 改正前 | |
|--|---|
| <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕二十六 同上</p> <p>〔二十七〕 設備規則第四十九条の二十二においてその無線設備の条件が定められている道路交通情報通信を行う無線局に使用するための無線設備</p> <p>〔二十八〕八十一 同上</p> <p>〔2〕 同上</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p> | |
| 装置 | <p>一</p> <p>二 試験項目</p> <p>三 測定器等</p> <p>四 特定無線設備の種別</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>備設線無の号六十二第二項一第一條二</p> <p>備設線無の号七十二第二項一第一條二</p> <p>〔同上〕</p> |
| 送信 | <p>周波数</p> <p>周波数計又はスペクトル分析器</p> <p>〔同上〕</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>〔同上〕</p> |
| 装着 | <p>占有周波数帯幅</p> <p>擬似音声発生器又は擬似信</p> <p>〔同上〕</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>〔同上〕</p> |

置

| | | | | |
|--------------------------|------------------------------|-----|---|-----|
| 号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器 | | | | |
| スプリアス発射又は不要発射の強度 | 低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器 | 〔略〕 | ○ | 〔略〕 |
| 空中線電力 | 電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器 | 〔略〕 | ○ | 〔略〕 |
| 比吸収率 | 比吸収率測定装置 | 〔略〕 | | 〔略〕 |
| 入射電力密度 | 電界強度測定器 | 〔略〕 | | 〔略〕 |
| 周波数偏移、周波数偏位又は変調度 | 低周波発振器 直線検波器又は変調度計 | 〔略〕 | | 〔略〕 |
| 変調衝撃係数 | 低周波発振器 オシロスコープ | 〔略〕 | | 〔略〕 |
| プレエンファシス特性 | 低周波発振器 直線検波器 | 〔略〕 | | 〔略〕 |
| 搬送波電力 | 低周波発振器 スペクトル分析器 | 〔略〕 | | 〔略〕 |
| 総合周波数特性 | 低周波発振器 電力計 | 〔略〕 | | 〔略〕 |
| 総合歪及び雑音 | 低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計 | 〔略〕 | | 〔略〕 |
| 送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間 | オシロスコープ又はスペクトル分析器 | 〔略〕 | | 〔略〕 |
| 送信時間 | 低周波発振器 オシロスコープ | 〔略〕 | | 〔略〕 |
| 隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力 | 低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器 | 〔略〕 | | 〔略〕 |
| 搬送波を送信していないときの電力 | 低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器 | 〔略〕 | | 〔略〕 |
| 送信速度 | 低周波発振器 オシロスコープ | 〔略〕 | ○ | 〔略〕 |

置

| | | | | | |
|--------------------------|------------------------------|------|---|---|------|
| 号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器 | | | | | |
| スプリアス発射又は不要発射の強度 | 低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器 | 〔同上〕 | ○ | ○ | 〔同上〕 |
| 空中線電力 | 電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器 | 〔同上〕 | ○ | ○ | 〔同上〕 |
| 比吸収率 | 比吸収率測定装置 | 〔同上〕 | | | 〔同上〕 |
| 入射電力密度 | 電界強度測定器 | 〔同上〕 | | | 〔同上〕 |
| 周波数偏移、周波数偏位又は変調度 | 低周波発振器 直線検波器又は変調度計 | 〔同上〕 | | | 〔同上〕 |
| 変調衝撃係数 | 低周波発振器 オシロスコープ | 〔同上〕 | | | 〔同上〕 |
| プレエンファシス特性 | 低周波発振器 直線検波器 | 〔同上〕 | | | 〔同上〕 |
| 搬送波電力 | 低周波発振器 スペクトル分析器 | 〔同上〕 | | | 〔同上〕 |
| 総合周波数特性 | 低周波発振器 電力計 | 〔同上〕 | | | 〔同上〕 |
| 総合歪及び雑音 | 低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計 | 〔同上〕 | | | 〔同上〕 |
| 送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間 | オシロスコープ又はスペクトル分析器 | 〔同上〕 | | | 〔同上〕 |
| 送信時間 | 低周波発振器 オシロスコープ | 〔同上〕 | | | 〔同上〕 |
| 隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力 | 低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器 | 〔同上〕 | | ○ | 〔同上〕 |
| 搬送波を送信していないときの電力 | 低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器 | 〔同上〕 | | | 〔同上〕 |
| 送信速度 | 低周波発振器 オシロスコープ | 〔同上〕 | ○ | ○ | 〔同上〕 |

| | | | | |
|------------------|-------------------|--|-----|-----|
| 置 装 信 受 | 副次的に発する電 波等の限度 | 電界強度測定器又はスペク トル分析器 | [略] | [略] |
| | 感度 | 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計 | [略] | [略] |
| | 通過帯域幅 | 標準信号発生器 周波数計 レベル計 | [略] | [略] |
| | 減衰量 | 標準信号発生器 周波数計 レベル計 | [略] | [略] |
| | スプリアス・レス ポンス | 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計 | [略] | [略] |
| | 隣接チャネル選択 度 | 低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコー プ | [略] | [略] |
| | 感度抑圧効果 | 標準信号発生器 レベル計 | [略] | [略] |
| | 相互変調特性 | 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計 | [略] | [略] |
| | 局部発振器の周波 数変動 | 周波数計 | [略] | [略] |
| | ダイエンフアンス 特性 | 低周波発振器 直線検波器 | [略] | [略] |
| 総合歪及び雑音 | 標準信号発生器 歪率雑音計 | [略] | [略] | |

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと
する。

[様式略]

[注1～3 略]

- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証
明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表
に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

| 特定無線設備の種類 | 記号 |
|-----------|-----|
| [略] | [略] |

| | | | | |
|------------------|-------------------|--|------|------|
| 置 装 信 受 | 副次的に発する電 波等の限度 | 電界強度測定器又はスペク トル分析器 | [同上] | [同上] |
| | 感度 | 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計 | [同上] | [同上] |
| | 通過帯域幅 | 標準信号発生器 周波数計 レベル計 | [同上] | [同上] |
| | 減衰量 | 標準信号発生器 周波数計 レベル計 | [同上] | [同上] |
| | スプリアス・レス ポンス | 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計 | [同上] | [同上] |
| | 隣接チャネル選択 度 | 低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコー プ | [同上] | [同上] |
| | 感度抑圧効果 | 標準信号発生器 レベル計 | [同上] | [同上] |
| | 相互変調特性 | 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計 | [同上] | [同上] |
| | 局部発振器の周波 数変動 | 周波数計 | [同上] | [同上] |
| | ダイエンフアンス 特性 | 低周波発振器 直線検波器 | [同上] | [同上] |
| 総合歪及び雑音 | 標準信号発生器 歪率雑音計 | [同上] | [同上] | |

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと
する。

[様式同左]

[注1～3 同左]

- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証
明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表
に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

| 特定無線設備の種類 | 記号 |
|-----------|------|
| [同左] | [同左] |

| | | | |
|--------------------|-----|--------------------|------|
| 第2条第1項第26号に掲げる無線設備 | NZ | 第2条第1項第26号に掲げる無線設備 | NZ |
| [略] | [略] | 第2条第1項第27号に掲げる無線設備 | PZ |
| | | [同左] | [同左] |

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。